

地域の皆様へのお願い

緊急銃猟の実施にあたり、実施地域にいる皆様には、通行禁止・制限の厳守、屋外避難又は屋内避難をお願いする場合があります。その場合、市町村職員の指示に従っていただくようお願いいたします。

- ▶ 屋外避難の場合：緊急銃猟を実施する周囲から避難する
- ▶ 屋内避難の場合：窓から離れるか、窓のない廊下に避難する

**緊急銃猟の必要性をご理解頂き、
実施にご協力をお願いします。**



なお、緊急銃猟実施時の通行禁止・制限に正当な理由なく
従わない場合、罰則の対象となる場合があります。

コラム

クマとの共存を目指すために

環境省では、人とクマの共存をめざし「地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止により、人とクマ類のすみ分け」を推進しています。

また、実際に人の生活圏でクマが出没した場合の対策として、出没対応マニュアルを作成し、通報から現場対応、追い払い、捕獲等の判断までの流れを明文化し、被害防止に向けた対策を行っています。

緊急銃猟制度は、これらの取り組みを様々な方法で推進しながらも、特に市街地や住宅地などで人命が危険にさらされる緊急時において、銃猟による捕獲等を行うものです。

他方で、クマが人の日常生活圏に現れる原因の一つに、果樹や生ゴミなどの誘引物があり、クマを誘引しないためには、誘引物の除去が効果的です。出没を抑制するために誘引物の適切な管理をよろしくお願いいたします。



問い合わせ先

加賀市産業振興部鳥獣害対策室(TEL:0761-72-7884)

E-mail:choujugai@city.kaga.lg.jp



**いま、なぜ緊急銃猟が必要なのか
～緊急銃猟の仕組みとその必要性～**



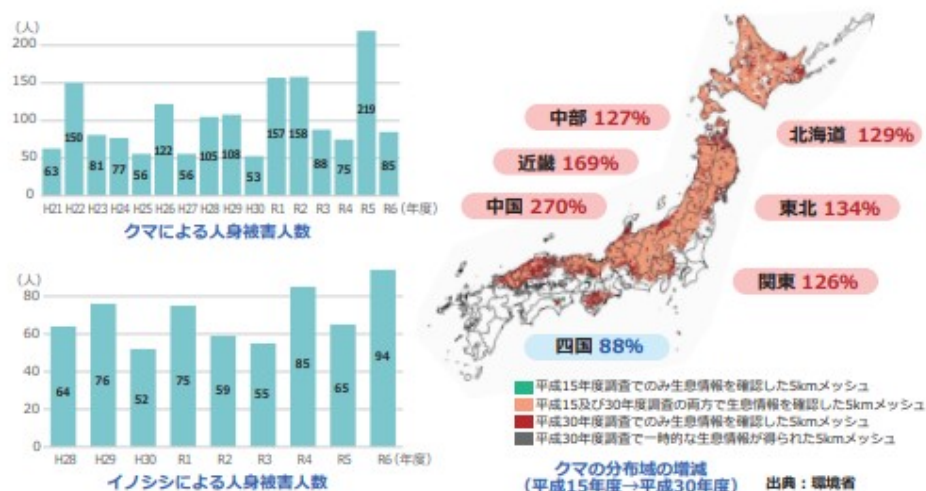
緊急銃猟制度ってなに

人の日常生活圏にクマやイノシシが出没した場合、一定の条件を満たしたときに、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等ができる制度です。



なぜ緊急銃猟制度が必要なの？

近年、クマやイノシシの人の日常生活圏への出没が増加傾向にあり、人身被害件数・人数がクマでは令和5年度、イノシシでは令和6年度に過去最多*1を記録。死亡事故も発生しています。 *1 クマは平成18年度、イノシシは平成28年度以降



住居集地域等での銃器を使用した鳥獣の捕獲等は現に危険が生じていて急を要する場合に実施されてきました。しかし、膠着状態にある場合等において、より予防的かつ迅速に対処することが必要になっています。

これらに対応するために、特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ、イノシシについて、人の日常生活圏での銃猟を可能とするものとして制度が創設されました。

なお、緊急銃猟実施時の通行禁止・制限に正当な理由なく従わない場合、罰則の対象となる場合があります。



緊急銃猟を実施するための4つの条件

- 1 クマやイノシシが人の日常生活圏に侵入していること
※侵入するおそれ大きいことを含む。
- 2 クマやイノシシによる人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること
- 3 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること
- 4 住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと

緊急銃猟制度のしくみ

「緊急銃猟を実施するための4つの条件」全てを満たした場合、市町村長は、市町村職員に指示または職員以外の者へ委託*2し、対象のクマ、イノシシについて、銃器により捕獲等を行うことが可能です。

*2 職員以外の者へ委託・・・大型獣の銃器での捕獲等に関する知識と経験があり、射撃練習も定期的に行っている人材に、市町村長が委託することができます。

緊急銃猟は、人の日常生活圏(例：住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地)などにおいて、安全が確保された場合に実施されます。

